

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 医療費通知の発行について～

9月に医療費通知を発行します

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るため、医療費通知を発行しています。

医療費通知とは

医療機関で診療を受けた際にかかった医療費の額を半年ごとに（1～6月、7～12月）にとりまとめ、年2回（9月と翌年3月）ハガキでお知らせするものです。



医療費通知書イメージ

今回発行するのは
平成23年1～6月の分です

受診年月、診療を受けた医療機関名、診療区分、日数、医療費の総額（10割の金額）を記載しています。

この通知を確定申告（医療費控除）の際の領収書として使うことはできません。診療内容の審査などの都合上、一部の受診記録を記載していない場合があります。

医療費通知の発行を希望される方へ

医療費通知は、発行を希望される方のみ送付しています。

新たに発行を希望される方は、お手数ですが北海道後期高齢者医療広域連合または役場保健福祉課健康医療グループへご連絡ください。

ご連絡の際は、被保険者番号のわかるもの（保険証など）をお手元にご用意ください

すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

医療費通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
☎ 011-290-5601

津別町役場

保健福祉課 健康医療グループ
☎ 76-2151(内線229)



平成24年経済センサス - 活動調査を実施します

経済センサス - 活動調査は、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の調査であり、全国全ての事業所を対象に実施することから「経済の国勢調査」と言えるものです。

特に、平成24年2月に実施する今回の調査は、我が国の経済活動への震災の影響を産業別、地域別に把握できる唯一の統計調査であり、調査結果は今後の復興の状況を確認するための貴重な資料となります。

調査日 平成24年2月1日現在

調査対象 国、地方公共団体の事業所を除く全ての事業所・企業

※調査対象外

- ①農業・林業に属する個人経営の事業所
- ②漁業に属する個人経営の事業所
- ③家事サービス業に属する事業所
- ④外国公務に属する事業所



調査票の管理

調査票に記入していただいた内容は、統計の目的以外に使用するとは絶対ありませんので、安心してご提出ください。

報告義務と事業所情報の保護

「統計法」では、基幹統計調査を受ける人には、調査票を記入して提出する義務（報告義務）を、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務（守秘義務）をそれぞれ規定しています。

語り調査にご注意ください！

経済センサス - 活動調査を装った不審な訪問者や電話・電子メールなどにご注意ください。また、電子メール等で経理内容を求めたり、金品を請求することはありません。

<問い合わせ先>

役場企画財政課 地域振興グループ 広報統計担当 ☎76-2151（内線243）